

1 幼保連携型認定こども園（新設の場合）

項目		国基準(対応方針案)	区分	京都市対応方針案
1 学級編成・職員	①学級編成	・ 保育認定の有無にかかわらず、満3歳以上の子どもの教育課程に係る教育時間は学級を編制する。	従うべき基準	国基準どおり
	②職員配置基準(学級編成基準)	・ 満3歳以上の子どもの教育課程に係る教育時間を含め、保育所と同様に職員配置基準を設定する。 ・ 満3歳以上の子どもの学級には、職員配置基準上の職員等により、専任の保育教諭を1人置かなければならない。 ・ 1学級の幼児数は、35人以下を原則とする。 ※ 具体的な職員配置基準(教育課程に係る教育時間の職員配置や常時2人以上の配置を含む)については、指導計画の作成・教材開発・園内研修・子育て支援活動などの時間の確保、職員配置の改善分について考慮しながら、公定価格の議論において検討する。	従うべき基準	国から具体的な基準が示された後に決定する。
	③園長等の資格	・ 園長は、原則として、教諭免許状及び保育士資格を有し、かつ、5年以上の教育職又は児童福祉事業の経験がある者とする。 なお、これらと「同等の資質」(「教諭免許状及び保育士資格を有し、かつ、5年以上の教育職又は児童福祉事業の経験がある者」と同等と認められるものとして、設置者(公立は首長等、私立は法人の長等)が認めた場合)を有する者についても認めることとする。	従うべき基準	国基準どおり
	④その他の職員の配置	・ 副園長や教頭の配置努力義務 ・ 主幹養護教諭、養護(助)教諭、事務職員の配置努力義務 ・ 調理員は必置(調理業務を外部委託する場合等を除く)。	従うべき基準	国基準どおり
	⑤短時間勤務(非常勤)職員の取扱い	・ 保育教諭等は常勤とし、講師については常時勤務に服さないこと(短時間勤務)ができることとする。	従うべき基準	国基準どおり
2 設備	①建物及び附属設備の一体的設置	・ 建物及びその附属設備は、同一の敷地内又は隣接する敷地内に設けること(公道を挟む程度を含む)を前提とする。	従うべき基準	国基準どおり

項目	国基準(対応方針案)	区分	京都市対応方針案
②保育室等の設置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 幼稚園・保育園それぞれにおいて求められている保育室等については、全て設置を求める。</li> <li>(具体的な内容)</li> <li>・ 満2歳以上の子どもを受け入れる場合は、保育室、遊戯室をそれぞれ必置。ただし、特別な事情がある場合(例:遊戯室において、複数の学級が同時に活動すること等を妨げない場合等)は、保育室と遊戯室の兼用も可。</li> <li>・ 満3歳以上の子どもに係る保育室の数は、学級数を下ってはならない。</li> <li>・ 満2歳未満の子どもを受け入れる場合は、乳児室又はほふく室を必置。</li> <li>・ 受け入れる子どもの年齢にかかわらず、職員室、便所は必置。</li> <li>・ 特別な事情がある場合(例:養護教諭が置かれていない場合等、体調不良の子ども等の管理上、職員室と兼ねている方が望ましい場合等)は、職員室と保健室の兼用も可。</li> </ul>	従うべき基準	国基準どおり
③園舎の階数, 保育室等の設置階	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 園舎の階数については、2階建以下が原則。</li> <li>・ 乳児室, ほふく室, 保育室, 遊戯室, 便所については、1階に設置することを原則とするが、耐火建築物で、保育所で求められている待避設備等(階段, 待避上有効なバルコニー, 転落防止設備等)を備える場合は、2階に設置可。</li> <li>・ 満3歳未満の子どもに係る乳児室, ほふく室, 保育室, 便所については、園舎が耐火建築物で、保育所で求められている待避設備等(階段, 待避上有効なバルコニー, 転落防止設備等)を備える場合は、3階以上に設置可。</li> <li>・ 満3歳以上の子どもの保育室等については、3階以上の設置は原則不可。</li> </ul>	従うべき基準	国基準どおり
④園舎・保育室等の面積	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 園舎の面積(満3歳未満の子どもに係る保育の用に供する部分を除く)は、幼稚園基準を満たすこと。</li> <li>・ 各居室(乳児室, ほふく室, 保育室, 遊戯室)の面積は、保育所基準を満たすこと。</li> </ul> <p>&lt;幼稚園基準&gt; 園舎全体の面積基準【1学級:180 m<sup>2</sup>, 2学級:320 m<sup>2</sup>, 3学級以上:1学級につき100 m<sup>2</sup>増】</p> <p>&lt;保育所基準&gt; 【乳児室:1人につき 1.65 m<sup>2</sup>以上, ほふく室:1人につき 3.3 m<sup>2</sup>以上, 保育室又は遊戯室:1人につき 1.98 m<sup>2</sup>以上】</p>	従うべき基準	2歳未満児でほふくを行うもの1人当たり3.3 m <sup>2</sup> 以上であることを明確化する。

項目		国基準(対応方針案)	区分	京都市対応方針案
	⑤運動場等の設置・面積	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 園庭(運動場, 屋外遊戯場)は必置とする。</li> <li>・ 近隣の公園や屋上(バルコニー含む)は面積算入不可。</li> <li>・ 面積は, 以下の①と②の面積を合計した面積以上とする。</li> </ul> ①満3歳以上の子どもに係る幼稚園基準による面積と保育所基準による面積のいずれか大きい方の面積 ②満2歳の子どもについて, 保育所基準による面積 <幼稚園基準> 【1学級:330 m <sup>2</sup> , 2学級:360 m <sup>2</sup> , 3学級:400 m <sup>2</sup> , 4学級以上:1学級につき80 m <sup>2</sup> 増】 <保育所基準> 【満2歳以上の幼児1人につき、3.3 m <sup>2</sup> 以上】	従うべき基準	国基準どおり
	⑥調理室等の設置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自園調理による食事の提供の場合は, 調理室の設置を原則とする。</li> </ul>	従うべき基準	国基準どおり
	⑦その他の設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 飲料水設備, 手洗用設備, 足洗用設備は必置とする。</li> <li>・ 放送聴取設備, 映写設備, 水遊び場, 幼児洗浄用設備, 図書室, 会議室は, 設置に努める。</li> </ul>	従うべき基準	国基準どおり
3 運営	①平等取扱い, 虐待・懲戒権限の乱用の禁止, 秘密保持等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 入所者の国籍, 信条, 社会的身分又は費用を負担するか否かにより差別的取扱いをしてはならない。</li> <li>・ 職員は, 入所者に虐待その他心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</li> <li>・ 懲戒に関し入所者の福祉のため必要な措置をとるときは, 身体的苦痛を与え, 人格を辱める等の権限濫用をしてはならない。</li> <li>・ 職員は, 正当な理由なく, 業務上知り得た利用者・家族の秘密を漏らしてはならない。</li> </ul>	従うべき基準	国基準どおり
	②教育時間・保育時間等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1年の開園日数は, 日曜日・国民の祝休日を除いた日を原則とし, 1日の開園時間は原則11時間とする(地域の実情に応じて弾力的な取扱い可能)。</li> <li>・ 満3歳以上の子どもの1日の教育課程に係る教育時間は, 4時間を標準とする。</li> <li>・ 満3歳以上の子どもの教育課程に係る教育週数は, 39週を下回らないこととし, 学期の区分, 長期休業日を設ける。</li> </ul>	参酌すべき基準	国基準どおり

項目	国基準(対応方針案)	区分	京都市対応方針案
③食事の提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 食事の提供を求める子どもの範囲は、保育が必要な子ども(2号・3号認定子ども)とし、教育標準時間認定を受ける子ども(1号認定子ども)への食事の提供については、園の判断とする。</li> <li>・ 食事の提供は、自園調理を原則とし、満3歳以上の子どもについては、現行の保育所における要件を満たす場合に限り、外部搬入を可とする。</li> <li>・ 満3歳未満の子どもに対する食事の外部搬入は、公立も含め不可。</li> <li>・ 食事の提供を求める子ども(2号子ども、3号子ども)に対しても、保護者が希望する場合や園の行事等(例:園で「お弁当の日」を設定する等)の際には、弁当持参を認める弾力的な取扱いとする。</li> <li>・ 自園調理による食事の提供の場合は、調理室の設置を原則とする(食事の提供をすべき子どもの数が20人未満である場合は、自園調理の場合であっても、独立した調理室ではなく、提供すべき人数に応じて必要な調理設備を備えていけば可)。</li> <li>・ 外部搬入による食事の提供の場合は、独立した調理室ではなく、施設内で行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えるものとする。</li> </ul>	参酌すべき基準	国基準どおり
④園児要録・出席簿	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 全ての在園する子どもについて、幼保連携型認定こども園園児要録(仮称)、出席簿を作成する。</li> <li>・ 在園する子どもが転園した場合や進学した場合の園児要録(仮称)の抄本又は写しは、当該子どもが転園・進学した先に送付することとする。</li> </ul>	参酌すべき基準	国基準どおり
⑤研修等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 教育・保育に従事する者に限らず、施設の職員は、必要な知識及び技能の修得等に努めることとする。</li> <li>・ 施設は、職員に対して研修の機会を確保し、資質向上等を図らなければならない。</li> </ul>	参酌すべき基準	国基準どおり
⑥職員会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 職員会議(園長の職務の円滑な執行に資する)を置くことができる。</li> </ul>	参酌すべき基準	国基準どおり
⑦運営状況評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 運営に関する自己評価の実施・結果公表・結果の設置者への報告を義務付け。</li> <li>・ 関係者評価と第三者評価は、それぞれの目的の相違を踏まえ、いずれも実施するよう努力義務とする。</li> </ul>	参酌すべき基準	国基準どおり
⑧苦情解決	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 入所者・保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情受付窓口の設置等の必要な措置を講じなければならない。</li> </ul>	参酌すべき基準	国基準どおり

項目	国基準(対応方針案)	区分	京都市対応方針案
⑨家庭・地域との連携, 保護者との連絡	・ 地域社会, 保護者との連携協力・交流等, 現行の幼稚園, 保育所, 認定こども園に係る規定について, 全て包含するような内容を規定する。	参酌すべき基準	国基準どおり
⑩健康診断	・ 保育所と同様, 健康診断は少なくとも1年に2回行うこととする。	参酌すべき基準	国基準どおり
⑪感染症に係る臨時休業・出席停止	・ 学校の設置者は, 感染症の予防上, 必要があるときは, 臨時休業することができる。 ・ 園長は, 感染症にかかっているとき等は, 出席停止させることができる。(学校保健安全法)	参酌すべき基準	国基準どおり
⑫子育て支援	・ 具体的な子育て支援事業の種類・内容やその運営基準等については, 公定価格等の議論と合わせて今後検討。	参酌すべき基準	国基準どおり

2 幼保連携型認定こども園（移行特例） ※設備については、すべて「従うべき基準」

項目	新設の幼保連携型認定こども園に係る国基準(対応方針)	特例対象	既存施設からの移行特例	京都市対応方針案
設備 ①建物及び附属設備の一体的設置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 建物及びその附属設備は、同一の敷地内又は隣接する敷地内に設けること(公道を挟む程度を含む)を前提とする。</li> </ul>	<p>「幼」又は「保」→「幼保連携」(幼稚園又は保育所の施設を活用して幼保へ移行する場合に限る。以下同じ。)</p>	<p>以下の要件を全て満たす場合においては、建物及びその附属設備が同一の敷地内にない場合であっても設置可。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①教育・保育の適切な提供が可能であること。</li> <li>②子どもの移動時の安全が確保されていること。</li> <li>③それぞれの敷地に所在する園舎で、通常、教育・保育を提供する子どもの数や当該子どものために編制する学級数に応じて、必要な施設・設備(※)を有していること。</li> </ul> <p>※ 調理室は、それぞれの園舎に設置することまでは求めない。</p>	国基準どおり
②保育室等の設置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 幼稚園・保育園それぞれにおいて求められている保育室等については、全て設置を求める。 (具体的な内容)</li> <li>・ 満2歳以上の子どもを受け入れる場合は、保育室、遊戯室をそれぞれ必置。ただし、特別な事情がある場合(例:遊戯室において、複数の学級が同時に活動すること等を妨げない場合等)は、保育室と遊戯室の兼用も可。</li> <li>・ 満3歳以上の子どもに係る保育室の数は、学級数を下ってはならない。</li> <li>・ 満2歳未満の子どもを受け入れる場合は、乳児室又はほふく室を必置。</li> </ul>		移行特例なし	国基準どおり

項目	新設の幼保連携型認定こども園に係る国基準(対応方針)	特例対象	既存施設からの移行特例	京都市対応方針案
	<ul style="list-style-type: none"> <li>受け入れる子どもの年齢にかかわらず、職員室、便所は必置。</li> <li>特別な事情がある場合(例:養護教諭が置かれていない場合等、体調不良の子ども等の管理上、職員室と兼ねている方が望ましい場合等)は、職員室と保健室の兼用も可。</li> </ul>			
③園舎の階数、保育室等の設置階	<ul style="list-style-type: none"> <li>園舎の階数については、2階建以下が原則。</li> <li>乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室、便所については、1階に設置することを原則とするが、耐火建築物で、保育所で求められている待避設備等(階段、待避上有効なバルコニー、転落防止設備等)を備える場合は、2階に設置可。</li> <li>満3歳未満の子どもに係る乳児室、ほふく室、保育室、便所については、園舎が耐火建築物で、保育所で求められている待避設備等(階段、待避上有効なバルコニー、転落防止設備等)を備える場合は、3階以上に設置可。</li> <li>満3歳以上の子どもの保育室等については、3階以上の設置は原則不可。</li> </ul>	「保」→ 「幼保連携」	<ul style="list-style-type: none"> <li>乳児室・ほふく室・保育室・遊戯室・便所の2階設置については、園舎が準耐火建築物であっても、保育所基準(待避上必要な設備)を満たしていれば可。</li> </ul>	国基準どおり
		「幼」→ 「幼保連携」	<ul style="list-style-type: none"> <li>保育室等の2階設置について、幼稚園基準(耐火建築物かつ待避上必要な施設※)を満たしていれば可。(※ 建築基準法、消防法等で求められている施設を想定)</li> </ul>	国基準どおり
④園舎・保育室等の面積	<ul style="list-style-type: none"> <li>園舎の面積(満3歳未満の子どもに係る保育の用に供する部分を除く)は、幼稚園基準を満たすこと。</li> <li>各居室(乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室)の面積は、保育所基準を満たすこと。</li> </ul>	「保」→ 「幼保連携」	<ul style="list-style-type: none"> <li>満3歳以上の子どもの保育の用に供する保育室又は遊戯室の面積が、保育所基準(子ども1人につき1.98㎡以上)を満たしている場合は、園舎面積基準(1学級:180㎡等)を満たさなくても可。</li> </ul>	国基準どおり

項目	新設の幼保連携型認定こども園に係る国基準(対応方針)	特例対象	既存施設からの移行特例	京都市対応方針案
	<p>&lt;幼稚園基準&gt; 園舎全体の面積基準【1学級:180 m<sup>2</sup>, 2学級:320 m<sup>2</sup>, 3学級以上:1学級につき100 m<sup>2</sup>増】</p> <p>&lt;保育所基準&gt; 【乳児室:1人につき1.65 m<sup>2</sup>以上, ほふく室:1人につき3.3 m<sup>2</sup>以上, 保育室又は遊戯室:1人につき1.98 m<sup>2</sup>以上】</p>	「幼」→ 「幼保連携」	・園舎面積(満3歳未満の乳幼児の保育の用に供する施設設備の面積を除く)が、幼稚園基準(1学級:180 m <sup>2</sup> 等)以上である場合は、保育所設備運営基準の保育室又は遊戯室の面積(子ども1人につき1.98 m <sup>2</sup> )を満たさなくても可。	国基準どおり
⑤運動場等の設置・面積	<p>・園庭(運動場, 屋外遊戯場)は必置とする。</p> <p>・近隣の公園や屋上(バルコニー含む)は面積算入不可。</p> <p>・面積は、以下の①と②の面積を合計した面積以上とする。</p> <p>①満3歳以上の子どもに係る幼稚園基準による面積と保育所基準による面積のいずれか大きい方の面積</p> <p>②満2歳の子どものついて、保育所基準による面積</p>	「保」→ 「幼保連携」	・満3歳以上の子どもの保育の用に供する屋外遊戯場及び運動場の面積が、保育所基準(子ども1人につき3.3 m <sup>2</sup> )以上である場合には、幼稚園基準面積(1学級:330 m <sup>2</sup> 等)を満たさなくても可。	国基準どおり
	<p>&lt;幼稚園基準&gt; 【1学級:330 m<sup>2</sup>, 2学級:360 m<sup>2</sup>, 3学級:400 m<sup>2</sup>, 4学級以上:1学級につき80 m<sup>2</sup>増】</p> <p>&lt;保育所基準&gt; 【満2歳以上の幼児1人につき、3.3 m<sup>2</sup>以上】</p>	「幼」又は「保」→ 「幼保連携」	<p>&lt;運動場等の設置・面積(代替地の取扱い)&gt;</p> <p>・満2歳以上の子どもに係る園庭の必要面積を、園舎と同一敷地内又は隣接する位置にある園庭で確保できない場合、満2歳の子どものに係る必要面積(1人につき3.3 m<sup>2</sup>)に限り、以下の要件を全て満たす場合は、代替地の面積算入を認める。</p>	国基準どおり

項目	新設の幼保連携型認定こども園に係る国 基準(対応方針)	特例対象	既存施設からの移行特例	京都市対応方 針案
			<p>①子どもの安全な移動手段が確保されていること</p> <p>②子どもが安全に利用できる場所</p> <p>③利用時間を日常的に確保できる場所</p> <p>④教育及び保育の適切な提供が可能な場所</p>	
		「幼」又は「保」 →「幼保連携」	<p>&lt;運動場等の設置・面積(屋上の取扱い)&gt;</p> <p>・ 満2歳以上の子どもに係る園庭の必要面積を、園舎と同一敷地内又は隣接する位置にある園庭等で確保できない場合、満2歳の子どもに係る必要面積(1人につき 3.3 m<sup>2</sup>)に限り、以下の要件を全て満たす場合は、屋上の面積算入を認める。</p> <p>① 耐火建築物であること。</p> <p>② 幼保連携型認定こども園保育要領(仮称)に示された教育・保育内容が、効果的に実施できるような環境とするよう配慮すること。</p> <p>③ 屋上(屋上と同一階を含む。)に、便所、水飲み場等を設けること。</p> <p>④ 防災上の観点(避難用階段、防火戸、転落防止の金網、警報設備の設置等)に留意すること。</p>	国基準どおり
⑥調理室等の設置	・ 自園調理による食事の提供の場合は、調理室の設置を原則とする。		移行特例なし	国基準どおり
⑦その他の設備	・ 飲料水設備, 手洗用設備, 足洗用設備は必置とする。		移行特例なし	国基準どおり

### 3 小規模保育事業

項目	国基準(対応方針案)	区分	京都市対応方針案
1 職員数・ 資格要件	①職員数 ＜A型, B型＞ 0歳児3:1, 1・2歳児6:1に加え, 1人配置すること ＜C型＞ 0～2歳児3:1(補助者を置く場合5:2)	従うべき 基準	国基準どおり
	②資格要件 ＜A型＞ すべて保育士 ＜B型＞ 2分の1以上が保育士 ＜C型＞ 家庭的保育者(＋家庭的保育補助者) ※家庭的保育者は, 必要な研修を修了した保育士又は保育士と同等以上の知識等を有すると市町村長が認める者	従うべき 基準	＜A型＞ すべて保育士 ＜B型＞ 3分の2以上が保育士 ＜C型＞ 家庭的保育者(＋家庭的保育補助者) 家庭的保育者は保育士
2 設備・面 積基準	①設備 ＜A型, B型＞ 0・1歳児 1人当たり3.3㎡以上 2歳児 1人当たり1.98㎡以上 ＜C型＞ 0～2歳児 1人当たり3.3㎡以上	参酌すべ き基準	国基準どおり
	②園庭 ・ A型, B型, C型のいずれにおいても, 屋外遊戯場の設置を求める(他の公的施設の敷地その他の付近の代替地で可) ・2歳児に対し1人当たり3.3㎡以上とする。	参酌すべ き基準	国基準どおり
3 給食(自 園調理)	①給食 ・ A型, B型, C型に共通して, 自園調理を基本とする。 ・ 連携施設又は近接した同一・系列法人が運営する小規模保育事業, 社会福祉施設, 病院からの搬入を可能とする。	従うべき 基準	国基準どおり
	②設備 ・ A型, B型, C型に共通して, 調理設備を基本とする。	従うべき 基準	国基準どおり

項目		国基準(対応方針案)	区分	京都市対応方針案
	③職員	・ A型, B型, C型に共通して, 調理業務に従事する調理員の配置を基本とする。(ただし, 調理業務の委託を行う場合及び連携施設等からの搬入とする場合は, 調理員の配置は不要)	従うべき基準	国基準どおり
4 耐火基準	①耐火基準	・ 保育室等を2階以上に設置する場合は耐火・準耐火建築物であることを求めるほか, A型, B型, C型を問わず, ①現行の保育所, 家庭的保育事業において設置を求めている消火器等の消火器具 ②基本的にすべての保育所に設置が求められる非常警報器具 ③保育室等を2階以上に設置する場合には, 保育所と同様に, 手すり等の乳幼児の転落事故防止設備を設けることを求める。	参酌すべき基準	<A型・B型> 国基準どおり <C型> 国基準どおり ただし, 現行制度のグループ型小規模保育事業等に限り, 期限を定め, 消火器, 非常警報器具の設置に加え, <u>火災通報装置(消防機関に通報する火災報知装置)</u> の設置を求めることにより, 保育室等を2階以上に設置する場合に耐火・準耐火建築物であることを求める規定を適用しないこととする。
5 連携施設	①連携施設	・ 保育内容の支援及び卒園後の受け皿の役割を担う連携施設の設定を求める。 (連携施設の確保・設定が困難で更なる環境整備が必要と市町村が判断した場合は, 平成31年度末までの間, 連携施設の設定を求めないことができる経過措置あり)。	参酌すべき基準	国基準どおり

#### 4 家庭的保育事業

項目	国基準(対応方針)	区分	京都市対応方針案	
1 職員数・ 資格要件	①職員数	0～2歳児3:1(補助者を置く場合5:2)	従うべき 基準	国基準どおり
	②資格要件	家庭的保育者(＋家庭的保育補助者) ※家庭的保育者は、必要な研修を修了した保育士又は保育士と同等以上の知識等を有すると市町村長が認める者	従うべき 基準	家庭的保育者(＋家庭的保育補助者) 家庭的保育者は保育士
2 設備・面 積基準	①設備	・1人当たり3.3㎡以上	参酌すべ き基準	国基準どおり
	②園庭	・「同一敷地内に遊戯等に適当な広さの庭」を求めることとした上で(他の公的施設の敷地その他の付近の代替地で可)、2歳児に対し1人当たり3.3㎡以上とすることを基本とする。	参酌すべ き基準	国基準どおり
3 給食(自 園調理)	①給食	・自園調理を基本とする。 ・連携施設又は近接した同一・系列法人が運営する小規模保育事業、社会福祉施設、病院からの搬入を可能とする。	従うべき 基準	国基準どおり
	②設備	・調理設備を基本とする。	従うべき 基準	国基準どおり
	③職員	・調理業務に従事する調理員を配置することを基本とし、保育を受ける子どもが3人以下の場合は、家庭的保育補助者が調理業務に従事することを可能とする。(ただし、調理業務の委託を行う場合及び連携施設等からの搬入とする場合は、調理員や家庭的保育補助者による調理業務は不要)	従うべき 基準	国基準どおり
4 耐火基準	①耐火基準	基本的には上乘せ規制なし ※更に検討	参酌すべ き基準	国基準どおり
5 連携施設	①連携施設	・保育内容の支援及び卒園後の受け皿の役割を担う連携施設の設定を求める。 (連携施設の確保・設定が困難で更なる環境整備が必要と市町村が判断した場合は、平成31年度末までの間、連携施設の設定を求めないことができる経過措置あり)。	参酌すべ き基準	国基準どおり

## 5 居宅訪問型保育事業

項目		国基準(対応方針案)	区分	京都市対応方針案
1 職員数・ 資格要件	①職員数	0～2歳児 1:1	従うべき 基準	国基準どおり
	②資格要件	・ 保育士と同等以上の知識及び経験を有すると認められる者として、それぞれ必要な研修の修了を求めることを基本とする。	従うべき 基準	保育従事者は保育士
2 設備・面 積基準	①設備	・ 事業の特性を踏まえ、設備・面積基準を設けないことを基本とする。	参酌すべ き基準	国基準どおり
	②園庭		参酌すべ き基準	国基準どおり
3 給食(自 園調理)		・ 訪問先の居宅において保育を提供する事業形態が基本になると想定しており、保育者による調理及び食事の提供は行わないことを基本とする。	従うべき 基準	国基準どおり
4 耐火基準		・ 事業の特性を踏まえ、規制を設けないことを基本とする。 (その場合であっても、実際の訪問に当たっては、相手方の居宅における消火器や避難経路の確認等を求めるよう促すこととする。)	参酌すべ き基準	国基準どおり
5 連携施設	①連携施設	・ 連携施設の設定は一律には求めない	参酌すべ き基準	国基準どおり

## 6 事業所内保育事業

項目	国基準(対応方針案)	区分	京都市対応方針案
1 職員数・ 資格要件	①職員数	従うべき 基準	・ 利用定員が19名以下の場合、本市 の小規模保育事業(A型・B型)との整 合性を図っていく。 ・ 利用定員が20名以上の場合につ いては、認可保育所と整合性を図って いく。
	②資格要件		
2 設備・面 積基準	①設備	参酌すべ き基準	国基準どおり
	②園庭	参酌すべ き基準	国基準どおり
3 給食(自 園調理)	①給食	従うべき 基準	国基準どおり
	②設備	従うべき 基準	国基準どおり
	③職員	従うべき 基準	国基準どおり
4 耐火基準	①耐火基準	参酌すべ き基準	国基準どおり
5 連携施設	①連携施設	参酌すべ き基準	国基準どおり

確認基準の具体的な項目

項目	国基準(対応方針案)	区分	京都市対応方針案
1 利用開始に伴う基準	<p>①内容・手続きの説明, 同意, 契約</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>施設・事業者が適切な教育・保育を提供するため, 提供の開始に当たって, あらかじめ保護者に対して事前説明を行った上で, 同意を得ることを求める。</li> <li>事前説明を要する事項としては, 主に以下の項目を対象とする。 <ul style="list-style-type: none"> <li>①運営規程の概要(施設・事業の目的・運営方針, 教育・保育の内容, 職員体制, 開所日・時間, 利用者負担等)</li> <li>②苦情処理体制</li> <li>③事故発生時の対応</li> </ul> </li> </ul>	参酌すべき基準	国基準どおり
	<p>②応諾義務(正当な理由のない提供拒否の禁止)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>利用の申し込みを受けたときは, 正当な理由がなければこれを拒んではならない。</li> <li>「正当な理由」については, ①定員に空きがない場合, ②定員を上回る利用の申込みがあった場合(選考が必要), ③その他特別な事情がある場合などを基本とする。</li> <li>利用申込みに対して, 施設・事業者が自ら適切な教育・保育を提供することが困難であるとして「正当な理由」に該当する場合, 他の適切な施設・事業者への連絡又は当該施設・事業の紹介, 市町村によるあっせんの要請等, 必要な措置を講じなくてはならない。</li> <li>市町村又は他の施設・事業者が行う連絡調整等に対する協力義務</li> </ul>	参酌すべき基準	国基準どおり
	<p>③定員を上回る利用の申込みがあった場合の選考</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>教育標準時間認定を受けた子どもの場合, ①抽選, ②先着順, ③建学の精神等設置者の理念に基づく選考などの方法により, 各施設・事業者においてあらかじめ選考方法を明示した上で行うこととする。</li> <li>保育が必要な子どもの場合は, 市町村が利用調整を行う。</li> </ul>	参酌すべき基準	国基準どおり
	<p>④支給認定証の確認, 支給認定申請の援助</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>受給資格を確認するため, 施設・事業の利用開始に当たって, 支給認定証の確認(利用期間等)を行う。</li> <li>支給認定申請が行われていない場合には, 申し込みの意思を踏まえて, 速やかに適切な申請がなされるよう援助することとする。</li> </ul>	参酌すべき基準	国基準どおり

項目	国基準(対応方針案)	区分	京都市対応方針案
2 教育・保育の提供に伴う基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 幼稚園教育要領, 保育所保育指針等に則った教育・保育の提供</li> </ul>	参酌すべき基準	国基準どおり
	<ul style="list-style-type: none"> <li>② 子どもの心身の状況の把握</li> </ul>	参酌すべき基準	国基準どおり
	<ul style="list-style-type: none"> <li>③ 子どもの適切な処遇(虐待の禁止等を含む)</li> </ul>	従うべき基準	国基準どおり
	<ul style="list-style-type: none"> <li>④ 連携施設との連携(地域型保育事業のみ)</li> </ul>	参酌すべき基準	国基準どおり
	<ul style="list-style-type: none"> <li>⑤ 利用者負担の徴収(実費徴収, 上乗せ徴収を含む)</li> </ul>	参酌すべき基準	国基準どおり
	<ul style="list-style-type: none"> <li>⑥ 利用者に関する市町村への通知(不正受給の防止)</li> </ul>	参酌すべき基準	国基準どおり

項目	国基準(対応方針案)	区分	京都市対応方針案
	<p>⑦ 特別利用保育・特別利用教育の提供(定員外利用の取扱い)</p> <p>・ 特別利用保育・特別利用教育・特別利用地域型保育を提供する場合の職員配置, 設備, 教育・保育の内容等については, 当該施設・事業で定員を設定している認定区分の子どもと同じ認可基準等によることを基本とする。</p>	参酌すべき基準	国基準どおり
3 管理・運営等に関する基準	<p>運営規程に以下のような事項について定めることを求める。</p> <p>①施設・事業の目的及び運営の方針  ②提供する教育・保育の内容  ③職員の職種, 員数及び職務の内容  ④教育・保育を提供する日及び時間(開所時間), 提供を行わない日(休業日)  ※教育に関しては, 学期, 長期休業日, 教育標準時間を含む。  ※保育に関しては, 保育標準時間認定, 保育短時間認定の子どもの利用時間帯を含む。</p> <p>⑤利用料等に関する事項(実費徴収・上乗せ徴収の有無・理由・その額を含む)  ⑥利用定員  ※確認制度上の定員設定と同じ区分で定める。  ⑦施設・事業の利用開始・終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項(入園資格, 選考を行う場合の基準を含む)  ⑧緊急時等における対応方法  ⑨非常災害対策  ⑩虐待防止のための措置に関する事項  ⑪その他施設・事業の運営に関する重要事項</p>	参酌すべき基準	国基準どおり
	<p>②秘密保持, 個人情報保護</p> <p>・ 施設・事業の従業者は, 正当な理由がなく, その業務上知り得た子ども及びその保護者の秘密を漏らしてはならない。  ・ 現に教育・保育に従事している職員に加えて, 職員が退職後も正当な理由なく業務上知り得た情報を漏らすことがないよう, 施設・事業者が必要な措置を講じること。</p>	従うべき基準	国基準どおり
	<p>③非常災害対策, 衛生管理</p> <p>・ 施設・事業については, 非常災害に係る計画, 関係機関への通報, 連携体制の整備, 職員への周知, 定期的な訓練の実施を求める。  ・ 施設・設備の衛生管理に努めるとともに, 感染症のまん延防止のための措置を講ずることを求める。</p>	参酌すべき基準	国基準どおり

項目	国基準(対応方針案)	区分	京都市対応方針案
④ 事故防止及び事故発生時の対応	<p>以下の措置を講じることを求めることを基本とする。</p> <p>&lt;事故の発生(再発)防止&gt;</p> <p>①事故が発生した場合の対応, 報告の方法等について記載された事故発生防止のための指針を整備すること</p> <p>②事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に, 報告・分析を通じて改善策を従業員に周知徹底する体制を整備すること</p> <p>③事故発生防止のための委員会及び従業員に対する研修を定期的に行うこと</p> <p>&lt;事故発生時の対応&gt;</p> <p>① 事故が発生した場合, 保護者(家族), 市町村に対する速やかな報告を行うこと</p> <p>② その際, 事故発生時の状況, 処置等に関する記録をとること</p> <p>③ 賠償すべき事故が発生した場合, 速やかに損害賠償を行うこと</p>	参酌すべき基準	国基準どおり
⑤ 評価(自己評価、学校関係者評価、第三者評価)	<ul style="list-style-type: none"> <li>自己評価及びそれに基づく改善については, すべての教育・保育施設, 地域型保育事業者に対して求める方向とする。</li> <li>施設・事業の種類にかかわらず, 学校関係者(保護者等)評価, 第三者評価について, 受審に努める。</li> </ul>	参酌すべき基準	国基準どおり
⑥ 苦情処理	<ul style="list-style-type: none"> <li>入所者, 保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するため, 苦情受付窓口の設置等, 必要な措置を講じることとする。</li> <li>苦情に関連して確認主体である市町村が行う指導監督等に対し, 必要な協力, 改善等を行う。</li> </ul>	参酌すべき基準	国基準どおり
⑦ 会計処理(会計処理基準, 区分経理, 使途制限等)	<ul style="list-style-type: none"> <li>公費の透明性確保の観点から, 運営基準上, 教育・保育施設・地域型保育事業ごとの区分経理を求める。</li> <li>財務諸表の公表を求める。</li> </ul>	参酌すべき基準	国基準どおり
⑧ 記録の整備		参酌すべき基準	保存年限を5年とする。
⑨ 管理・運営等に関するその他の事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>勤務体制の確保等</li> <li>誇大広告の禁止</li> </ul>	参酌すべき基準	国基準どおり

項目		国基準(対応方針案)	区分	京都市対応方針案
4 撤退時の基準	確認の辞退・定員減少における対応(利用者の継続利用のための便宜提供等)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 給付の対象施設・事業であることの辞退(確認の辞退)や利用定員の減少については, 3ヶ月以上の予告期間を設けることとされている。その際, 施設設置者・事業者は, 現に利用している子ども・保護者に対して, 継続して教育・保育が提供されるよう他の施設との連絡調整その他の便宜の提供をおこなわなければならない。</li> <li>・ 施設・事業の撤退時における市町村又は当該施設・事業者等からの連絡調整等については, 当該施設・事業を現に利用している子ども・保護者に対して継続して教育・保育が提供されるよう, できる限り協力することとする。</li> <li>・ 協力する教育・保育施設・地域型保育事業者については, 利用定員の弾力化に当たって配慮する。</li> </ul>	参酌すべき基準	国基準どおり